

随意契約結果及び契約の内容

| | |
|--------------------------------|---|
| 工 事 名 | 佐賀(5)駐屯地新設土木その他工事（技術協力業務対象工事(その1)） |
| 工 事 概 要 | 切盛土約280,000m ³ 、工事用道路一式、仮設調整池一式、仮設水路一式、撤去工事（舗装・側溝等）一式、仮設工事（鋼矢板、濁水処理プラント・水替ポンプ・敷鉄板・仮囲い・交通誘導員等）一式 |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 支出負担行為担当官 九州防衛局長 伊藤哲也 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 |
| 契 約 年 月 日 | 令和5年5月2日 |
| 契 約 業 者 名 | 佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事 大成建設・鴻池組・松尾建設 建設共同企業体 |
| 契 約 業 者 の 住 所 | 福岡県福岡市博多区住吉4-1-27 |
| 契 約 金 額 | 14,212,000,000円（税込み） |
| 予 定 価 格 | 14,221,577,014円（税込み） |
| 随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由 | <p>本案件は、周辺海域のノリ養殖に配慮した排水とする必要があること、有明粘土が堆積する軟弱地盤上に駐機場や格納庫等の多数の施設を早期に整備する必要があることなどから、極めて特殊な条件下での施工になる。このような条件のもと、本案件に係る施工を早期かつ確実に実施するためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、施工を念頭に置いた技術的な知見を検討して反映することが必要である。このような状況下で、高度で専門的な施工の知見等を設計業務に反映させる必要があるため、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式（技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ））を採用し、技術提案を求めた。</p> <p>選定にあたっては、「技術協力業務の実施に関する提案」、「周辺海域のノリ養殖への影響に配慮した駐屯地からの排水（雨水排水及び汚水処理水）施設に関する提案」、「軟弱地盤上に整備する駐機場や格納庫等の一連の工事における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策に関する提案」及び「工事期間中に不測の降雨量があった場合の対策に関する提案」について、技術提案書を審査した結果、事業目的達成のために総合的に最も評価の高い技術提案を行った佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事 大成建設・鴻池組・松尾建設 建設共同企業体を優先交渉権者とし、当該技術を反映する業務を契約締結した。</p> <p>本工事は、この技術提案に基づく工事を行うものであり、技術提案者である佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事 大成建設・鴻池組・松尾建設 建設共同企業体が工事の実施が可能な唯一の者である。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき随意契約を行う。</p> |
| 工 事 場 所 | 佐賀県佐賀市 |
| 工 事 種 別 | 土木一式工事 及び 建築一式工事 |
| 工 期（自） | 令和5年5月3日 |
| 工 期（至） | 令和7年6月30日 |
| 備 考 | |

佐賀駐屯地（仮称）新設に係る契約者の選定経緯

1. 技術協力業務概要

(1) 発注者

九州防衛局

(2) 業務名

佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務

(3) 履行場所

佐賀県佐賀市

(4) 業務内容

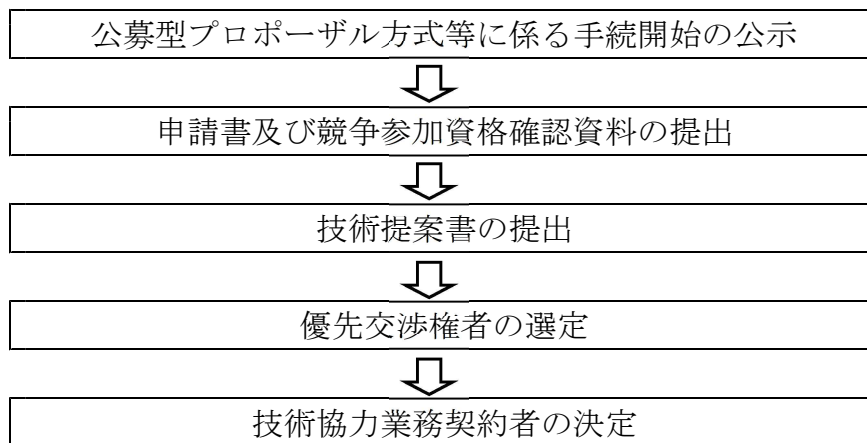
計画準備、技術協力業務（実施設計の確認、施工計画の作成、技術情報等の提出、全体工事費の算出、関係機関等との協議資料作成支援、技術提案、設計調整協議）

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

2. 技術協力業務契約の経緯

(1) 契約者決定の流れ



(2) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表-1のとおりである。

表－1 契約者決定までの主な経緯

| 日 付 | 内 容 |
|--------------------------|---|
| 令和4年11月17日 | 技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取（第1回） |
| 令和4年11月21日 | 競争参加資格・指名審査委員会（公示内容確認） |
| 令和4年11月22日 | 手続開始の公示 |
| 令和4年11月22日 ～令和4年12月6日 | 申請書の提出期間 |
| 令和4年12月15日 | 競争参加資格・指名審査委員会 （競争参加資格確認・技術提案書提出要請者決定） |
| 令和4年12月20日 | 競争参加資格確認通知・技術提案書の提出要請 |
| 令和4年12月20日 ～令和5年1月30日 | 技術提案書の提出期間 |
| 令和5年2月3日 | 技術提案書提出者に対するヒアリング |
| 令和5年2月16日、 17日 | 技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取（第2回） |
| 令和5年2月24日 | 競争参加資格・指名審査委員会（優先交渉権者選定） |
| 令和5年2月27日 | 優先交渉権者選定通知 |
| 令和5年3月20日 | 技術協力業務委託契約締結 |

(3) 技術協力業務実施者の選定方式

本案件は、周辺海域のノリ養殖に配慮した排水とする必要があること、有明粘土が堆積する軟弱地盤上に駐機場や格納庫等の多数の施設を早期に整備する必要があることなどから、極めて特殊な条件下での施工になる。本案件に係る施工を早期かつ確実に実施するためには、仕様的前提となる条件を確定できない早期の段階から、施工を念頭に置いた技術的な知見を検討に反映することが必要であるため、発注方式として技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）を採用することとした。

技術協力業務実施者の選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、技術提案書等の審査を行い優先交渉権者を選定した上で、優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結した。

(4) 技術協力業務実施者の選定体制

技術提案等の審査・評価は、九州防衛局競争参加資格・指名審査委員会に諮ったうえで決定した。

また、審査・評価の中立性・公平性を確保を図るため、下記の学識経験者5名に、公示前、技術審査段階の2段階において意見聴取を行った。

表－2 意見聴取を行った学識経験者

| 氏 名 | 所 属 |
|-------|---------------------------------|
| 小山 智幸 | 九州大学 人間環境学研究院 建築材料・建築施工学 准教授 |

| | |
|-------|-----------------------------|
| 濱田 秀則 | 九州大学 工学研究院 社会基盤部門 教授 |
| 尾崎 明仁 | 九州大学 人間環境学研究院 建築環境・設備 教授 |
| 住吉 大輔 | 九州大学 人間環境学研究院 建築設備 教授 |
| 柴田 祐二 | 柴田祐二公認会計士事務所 |

3. 技術協力業務に係る競争参加資格確認等

(1) 競争参加資格確認

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。

(2) 審査結果

令和4年12月6日までに4者の応募があり、提出された申請書について資格審査を行った結果、いずれの者も競争参加資格を満たしていた。

競争参加資格を有する4者に対し令和4年12月20日付で競争参加資格確認通知の送付及び技術提案書の提出要請を行った。

4. 技術協力業務に係る技術提案審査

(1) 技術提案審査の概要

技術提案の項目設定にあたっては、下記のとおり3提案を求めた。

ア 技術協力業務の実施に関する提案

イ 主たる事業課題に関する提案

(ア) 周辺海域のノリ養殖への影響を配慮した駐屯地からの排水（雨水排水及び汚水処理水）施設に関する提案

(イ) 軟弱地盤上に整備する駐機場や格納庫等の一連の工事における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策に関する提案

ウ 不測の事態の想定、対応力に関する提案

工事期間中に不測の降雨量があった場合の対策に関する提案

技術提案書は、4者すべてから提出があった。4者に対して技術提案を評価し、技術協力業務及び価格交渉を行う優先交渉権者1者及び次順位以下の交渉権者を決定した。技術提案の評価は、各者60分のヒアリングを実施し技術提案内容の確認を行ったうえで、上述の提案項目に関する提案内容を審査することで行った。

なお、公示後、技術提案書等の作成に関する質問期間（令和4年11月24日～令和5年1月20日）に、40件の質問を受領・回答している。

(2) 審査結果

審査にあたっての評価基準及び配点は表－３、審査結果は表－４及び表－５のとおりである。

表－３ 評価基準及び配点

| 評価項目 | | 評価基準 | | 配点 |
|---------|---|------------|---|-----|
| 技術提案 | 技術協力業務に関する提案 | 理解度 | <p>業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合。 | 10点 |
| | | 実施手順及び実施体制 | <p>業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合。 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合。 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合。 | 10点 |
| 主たる事業課題 | 周辺地域のノリ養殖への影響を配慮した駐屯地からの排水（雨水排水及び汚水処理水）施設に関する提案 | 的確性 | <p>周辺地域のノリ養殖への影響を配慮した駐屯地からの排水（雨水排水及び汚水処理水）に係る施設に関する課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場条件等や当該施設の特異性を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合。 | 30点 |
| | | 実現性 | <p>提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合。 ・提案された内容について、当該施設の特異性を踏まえた維持管理に関する内容となっており、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合。 | 15点 |
| | (c) 軟弱地盤上に整備する駐機 | | <p>施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上の課題が適切かつ論理的に整 | 30点 |

| | | | | |
|---|--|-------------|---|------|
| す 場 庫 等 の 一 連 の 工 事 に お け る 、 施 工 期 間 の 短 縮 を 意 識 し た 施 工 上 の 課 題 と 対 応 策 に 関 す る 提 案 | 格的 納 入 の 工 事 に お け る 、 施 工 期 間 の 短 縮 を 意 識 し た 施 工 上 の 課 題 と 対 応 策 に 関 す る 提 案 | 的 確 性 | 理されてお り、その対 応策として 有効な提案 がある場合 。 ・提案され た全体工期 について、 施工上の課 題が適切か つ論理的に 整理されて おり、その 対応策とし て有効な提 案がある場 合。 | |
| | | 実 現 性 | 提案内容の 実現性につ いて、以下 である場合 に優位に評 価する。 ・提案され た内容につ いて、実施 事例や類似 事例（事例 は国内外を 問わない。） の記述があ り、提案に 十分（具体 的）な裏付 けがある等 の場合。 ・提案され た内容につ いて、事業 を円滑かつ 速やかに進 めるために 、地域の良 質な資材の 安定的供給 及び有能な 労務等の安 定的確保に 関する記述 があり、提 案に十分（ 具体的な） 裏付けがあ る場合。 | 15点 |
| 不 測 の 工 事 期 間 中 に 不 測 の 降 雨 量 が あ っ た 場 合 の 対 応 策 に 関 す る 提 案 、 対 応 力 に 関 す る 提 案 | (d) 工 事 期 間 中 に 不 測 の 降 雨 量 が あ っ た 場 合 の 対 応 策 に 関 す る 提 案 | 的 確 性 | 工事期間中 に不測の降 雨量があっ た場合の対 策に関する 課題と対応 策について 、以下であ る場合に優 位に評価す る。 ・現場条件 等や当該施 設の特殊性 を踏まえ提 案された工 法や施工手 順等につい て、施工上 及び維持管 理上の課題 が適切かつ 論理的に整 理されてお り、その対 応策として 有効な提案 がある場合。 | 20点 |
| | | 実 現 性 | 提案内容の 実現性につ いて、以下 である場合 に優位に評 価する。 ・提案され た内容につ いて、実施 事例や類似 事例（事例 は国内外を 問わない。） の記述があ り、提案に 十分（具体 的）な裏付 けがある等 の場合。 | 10点 |
| 合計 | | | | 140点 |

表－4 審査結果

| | | A社 | B社 | C社 | D社 |
|-------------|----------------|--------|-------|-------|-------|
| 評価項目 (a) | 理解度 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 実施手順及び 実施体制 | 10 | 10 | 8 | 8 |
| 評価項目 (b) | 的確性 | 30 | 18 | 30 | 30 |
| | 実現性 | 15 | 9 | 15 | 15 |
| 評価項目 (c) | 的確性 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 実現性 | 15 | 9 | 9 | 9 |
| 評価項目 (d) | 的確性 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| | 実現性 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 合計 | | 136 | 112 | 128 | 128 |
| 備考 | | 優先交渉権者 | 交渉権者③ | 交渉権者② | 交渉権者① |

凡例

A社：大成建設・鴻池組・松尾建設 建設共同企業体

B社：前田建設工業・西松建設・佐藤工業 建設共同企業体

C社：五洋建設・若築建設・唐津土建工業 建設共同企業体

D社：株式会社 大林組

表－５ 審査結果（主たる事業課題に関する提案・個別評価）

| | | A社 | B社 | C社 | D社 |
|-------------|----------------|----|----|----|----|
| 評価項目 (a) | 理解度 | A | A | A | A |
| | 実施手順及び 実施体制 | A | A | A' | A' |
| 評価項目 (b) | 的確性 | A | B | A | A |
| | 実現性 | A | B | A | A |
| 評価項目 (c) | 的確性 | A | A | A | A |
| | 実現性 | A | B | B | B |
| 評価項目 (d) | 的確性 | A' | A' | A' | A' |
| | 実現性 | A | A | A | A |

凡例

評価項目(a)

理解度

- A：業務目的、現地条件、与条件について、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が特に高い。
- A'：業務目的、現地条件、与条件について、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い。
- B：業務目的、現地条件、与条件について、整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が評価に値する。
- B'：業務目的、現地条件、与条件について、記載があるが、内容が一般的である。
- C：業務目的、現地条件、与条件について、記載があるが、内容が不明確である。
- －：業務目的、現地条件、与条件について、記載がない、または内容が不適切である。

実施手順及び実施体制

- A：実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、適切かつ具体的に整理されており、内容が特に優れている。
- A'：実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、適切かつ具体的に整理されており、内容が優れている。
- B：実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、整理されており、内容が評価に値する。
- B'：実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する

着眼点、実施体制の確保について、記載があるが、内容が一般的である。

C : 実施手順及の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載があるが、内容が不明確である。

— : 実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載がない、または内容が不適切である。

評価項目(b)

的確性

A : 判断基準で求められる提案について、その対応策としての特に効果の高い提案がある。

A' : 判断基準で求められる提案について、その対応策としての効果の高い提案がある。

B : 判断基準で求められる提案について、その対応策としての有効な提案がある。

B' : 判断基準で求められる提案について、その対応策としての内容が一般的である。

C : 判断基準で求められる提案について、その対応策としての内容が不明確である。

— : 判断基準で求められる提案について、その対応策としての内容が不適切である。

実現性

A : 判断基準で求められる提案について、実現性が特に高いと認められる十分な裏付けがある。

A' : 判断基準で求められる提案について、実現性が高いと認められる裏付けがある。

B : 判断基準で求められる提案について、実現性が認められる裏付けがある。

B' : 判断基準で求められる提案について、実現性が認められない部分がある。

C : 判断基準で求められる提案について、実現性が認められない部分が多い。

— : 判断基準で求められる提案について、実現性が認められない。

評価項目(c)

的確性

A : 判断基準で求められる提案について、その対応策としての特に効果の高い提案がある。

A' : 判断基準で求められる提案について、その対応策としての効果の高い提案がある。

B : 判断基準で求められる提案について、その対応策としての有効な提案がある。

B' : 判断基準で求められる提案について、その対応策としての内容が一般的である。

C : 判断基準で求められる提案について、その対応策としての内容が不明確である。

— : 判断基準で求められる提案について、その対応策としての内容が不適切である。

実現性

- A : 判断基準で求められる提案について、実現性が特に高いと認められる十分な裏付けがある。
- A' : 判断基準で求められる提案について、実現性が高いと認められる裏付けがある。
- B : 判断基準で求められる提案について、実現性が認められる裏付けがある。
- B' : 判断基準で求められる提案について、実現性が認められない部分がある。
- C : 判断基準で求められる提案について、実現性が認められない部分が多い。
- : 判断基準で求められる提案について、実現性が認められない。

評価項目(d)

的確性

- A : 判断基準で求められる提案について、特に効果の高い提案がある。
- A' : 判断基準で求められる提案について、効果の高い提案がある。
- B : 判断基準で求められる提案について、有効な提案がある。
- B' : 判断基準で求められる提案について、内容が一般的である。
- C : 判断基準で求められる提案について、内容が不明確である。
- : 判断基準で求められる提案について、内容が不適切である。

実現性

- A : 実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現制が特に高いと認められる十分な裏付けがある。
- A' : 実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現制が高いと認められる裏付けがある。
- B : 実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現制が認められる裏付けがある。
- B' : 実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現制が認められない部分がある。
- C : 実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現制が認められない部分が多い。
- : 実施事例や類似事例の記述がない、または提案に対する実現制が認められない。

5. 技術協力業務契約に係る有識者への意見聴取の経緯

技術協力業務実施者の選定にあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者に、公示前、技術審査段階の2段階において意見聴取を行った。

意見徴収日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

【公示前】

- (1) 意見聴取日：令和4年11月16～17日
- (2) 意見聴取事項
 - ① 技術提案・交渉方式の適用の可否について
 - ② 技術提案項目・評価基準について
 - ③ 参考額の設定方法について
 - ④ 交渉手続について
- (3) 主な意見
 - ・技術提案・交渉方式の適用について
 - ・技術提案の内容について

【技術審査段階】

- (1) 意見聴取日：令和5年2月16～17日
- (2) 意見聴取事項
 - ① 審査結果について
 - ② 価格等の交渉手順について
- (3) 主な意見
 - ・技術提案の評価内容について

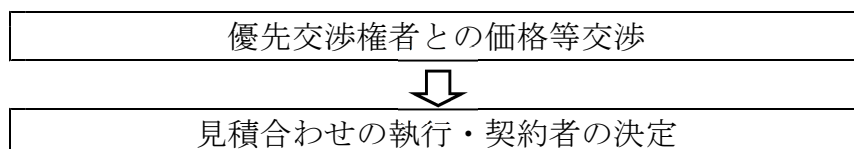
6. 工事概要

- (1) 発注者
九州防衛局
- (2) 工事名
佐賀(5)駐屯地新設土木その他工事（技術協力業務対象工事（その1））
- (3) 工事場所
佐賀県佐賀市
- (4) 工事内容
切盛土約280,000m³、工食用道路一式、仮設調整池一式、仮設水路一式、撤去工事（舗装・側溝等）一式、仮設工事（鋼矢板、濁水処理プラント・水替ポンプ・敷鉄板・仮囲い・交通誘導員等）一式
- (5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年6月30日まで

7. 工事契約の経緯

(1) 契約者決定の流れ



(2) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表-6のとおりである。

表-6 契約者決定までの主な経緯

| 日付 | 内容 |
|-------------------------|-------------------------|
| 令和5年3月29日 ～令和5年3月31日 | 価格等交渉（3回） |
| 令和5年4月5日 | 技術提案・交渉方式に係る有識者への意見聴取 |
| 令和5年4月5日 | 競争参加資格・指名審査委員会（契約相手方特定） |
| 令和5年5月2日 | 建設工事請負契約 |

(3) 工事实施者の選定方法

優先交渉権者と価格等の交渉及び見積合わせを行い、価格等の交渉が成立し、かつ、予定価格を下回った場合に工事の契約相手方とする。

(4) 工事实施者の選定体制

契約相手方の特定は、九州防衛局競争参加資格・指名審査委員会に諮ったうえで決定した。

また、契約相手方の特定について中立性・公平性を確保するため、価格等の交渉の段階で表-2の学識経験者に対して意見聴取を行った。

8. 工事契約に係る価格等交渉

(1) 経過

工事契約に関して優先交渉権者と3回の価格等交渉を実施した。主な経過は以下のとおりである。

【第1回】令和5年3月29日

優先交渉権者から提出された見積書について、見積書の積算条件、施工条件、積算

数量、積算基準、積算条件の確認した。

【第2回】令和5年3月30日

第1回交渉で確認した内容に加え、材料単価、見積単価の根拠の確認した。

【第3回】令和5年3月31日

標準歩掛を使用する項目に関し、積算基準等と著しく乖離していないことを確認した。

見積歩掛及び見積単価を採用する項目に関し、その根拠として信頼性のある資料があるか確認した。

見積歩掛を採用するものについては、施工中に歩掛調査を行うことを確認した。

見積単価については、別途特別調査を実施することを確認した。

当省で同様の積算条件で積算を行った結果、著しく乖離していないことを確認した。

上記3回の価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和5年4月5日、技術提案・交渉方式に係る有識者に価格等交渉結果について報告、価格交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

(2) 価格の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積り条件やヒアリング等により確認した。

①歩掛については、原則、標準歩掛を使用していることを確認した。

②単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、原則、物価誌等で公表している統一単価及び市場単価を使用していることを確認した。

③見積歩掛については、施工中に歩掛調査を行い今後精査することを確認した。

④見積単価については、特別調査を行い今後精査することを確認した。

⑤優先交渉権者の見積額については、積算基準等と著しく乖離していないこと、根拠として信頼性のある資料が確認でき、その内容の妥当性が認められた。

また、総価において、当初発注者が競争参加資格の確認通知時に設定した参考額と優先交渉権者の見積額について、当局で同様の積算条件で積算を行った結果と著しく乖離がないことを確認した。

(3) その他

価格等交渉の過程で決定した施工条件等については、特記仕様書に記載し契約に反映させた。

(4) 見積合わせ

実施日時 令和5年4月6日

9. 工事の契約相手方の決定

(1) 件名

佐賀(5)駐屯地新設土木その他工事（技術協力業務対象工事（その1））

(2) 契約者

佐賀(4)駐屯地新設土木その他設計に係る技術協力業務対象工事
大成建設・鴻池組・松尾建設 建設共同企業体

(3) 工事請負契約締結日

令和5年5月2日

(4) 契約金額

予定価格 14,221,577,014円（消費税及び地方消費税を含む）

契約金額 14,212,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

10. 工事契約に係る有識者への意見聴取の経緯

本工事の契約にあたっては、契約相手方の特定について中立性・公平性を確保するため、価格等の交渉段階において学識経験者に意見聴取を行った。

意見徴収日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

【価格等の交渉段階】

(1) 意見聴取日：令和5年4月4～5日

(2) 意見聴取事項

- ① 価格等の交渉経緯について
- ② 価格等の交渉の合意内容について
- ③ 予定価格の算定方法について
- ④ 公表資料について

(3) 主な意見

- ・積算基準について
- ・価格等の交渉内容について
- ・価格等の交渉手順について